

総務建設常任委員会

令和3年6月21日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和3年6月21日(月) 午前9時30分 開会
午前11時02分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	松 林 謙 司
副委員長	杉 本 訓 規
委 員	梨 本 洪 珪
〃	奥 本 佳 史
〃	増 田 順 弘
〃	岡 本 吉 司
〃	下 村 正 樹
〃	西 川 弥三郎

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 員	吉 村 始
〃	谷 原 一 安
〃	川 村 優 子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦
副 市 長	溝 尾 彰 人
企画部長	吉 川 正 人
企画政策課長	高 垣 倫 浩
総務部長	吉 村 雅 央
総務部理事	米 田 匡 勝
総務財政課主幹	内 蔵 清
税務課長	葛 本 章 子
〃 補佐	入 江 一 吉
都市整備部長	松 本 秀 樹
都市計画課長	奥 田 雅 彦
〃 補佐	淡 中 ひとみ
建設課長	安 川 博 敏
〃 補佐	屋 根 良 宣

〃 補佐 西川好彦
〃 補佐 西川基之

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 岩永睦治
書記 吉田賢二
〃 福原有美
〃 巽重人

7. 付議事件（付託議案の審査）

議第42号 葛城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについて
議第43号 葛城市税条例の一部を改正することについて
議第46号 葛城市都市公園条例の一部を改正することについて

調査案件（所管事項の調査）

- （1）尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- （2）国鉄・坊城線整備事業に関する事項について
- （3）行財政改革に関する事項について
- （4）公共バスの運行について

開 会 午前9時30分

松林委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆様、おはようございます。6月の定例会、全日程14日間で、ちょうど中日の開催日となりました総務建設常任委員会であります。各委員の皆様、また関係各位の皆様におかれましては、ちょうどお疲れの出ってくる頃かも知れませんが、最後まで慎重かつ円滑な審議をよろしくお願いいたします。

それでは、委員外議員の紹介をさせていただきます。吉村議員、川村優子議員、谷原議員。発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてから発言されるようお願いをいたします。

葛城市議会では、議会室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知お祈りいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

なお、審査の順番につきましては、お手元に配付の次第のとおりとさせていただきます。

初めに、議第42号、葛城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

吉村総務部長 改めまして、皆さん、おはようございます。総務部の吉村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま上程になっております議第42号、葛城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令が施行されたこと、それから総務省自治行政局長通知でございます地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについてという文書が発出されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、葛城市固定資産評価審査委員会条例の市民の皆様から押印を求める手続がございますけれども、その見直しに係る規定の整備ということでございます。

それでは、お手元に配付いたしております新旧対照表を用いまして、順次説明をさせていただきます。この新旧対照表はもう皆さんご存じかも知れませんが、左側が改正前、すなわち旧となっております。そして、右側が改正後、新となっております、赤色の部分が改正部分というまとめ方をさせていただいております。

それでは最初に2ページをご覧いただきたいと思います。

第4条でございますけれども、審査の申出についての規定でございます。固定資産評価に対する審査申出の制度は行政不服審査制度に準拠しておりまして、今回、行政不服審査法施行令の改正におきまして審査申出人等の申出書への押印が必要であるという規定が削除され

たことから、同様に本条第4項におきまして押印を規定している部分、これを削除し、以降の項、第5項と第6項でございますけれども、それぞれ1項ずつ繰り上げるという内容でございます。

次に4ページに移っていただきまして、第8条、口頭審理という規定でございます。この口頭審理において、口頭による証言に代えて口述書というものの提出が認められておるところでございます。その提出に際しまして、口述書には提出者の署名押印をしなければならないという規定になってございますけれども、今回の見直しによりまして、署名押印を不要とするものでございます。

次に最後でございます。7ページの附則でございますけれども、この条例は公布の日から施行するというようにいたしておるところでございます。

以上で、簡単でございますけれども説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松林委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第42号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

松林委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第42号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第43号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

吉村総務部長 それでは、議第43号、葛城市税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の税条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布、大部分の規定が令和3年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。今回は説明資料といたしまして4ページにわたる資料をお付けしております。表紙に地方税法等の一部を改正する法律の概要という資料でございます。こちら、総務省からこの地方税法等の一部を改正する法律の概要として出されているものでございます。

今回の改正につきましては、この資料1ページ、それから2ページに赤でマーカーをさせていただいている部分が主な改正点ということになってございます。主な改正点といたしまして、3番の個人住民税、それから4番の納税環境整備ということでございますけども、中には今回の改正の中には1番の固定資産税に関する部分でも多少出てまいりますので、それは後ほど説明をさせていただきます。

では、具体的な改正内容についてでございますけれども、市民税では特定社団法人等、公益法人に対する寄附金税額控除の範囲の見直し、それから新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について、それからセルフメディケーション税制の延長ということ、それから固定資産税では地方税法における地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例というものの見直しに係る改正、それから納税環境整備では給与所得者、年金所得者の扶養親族申告書の電子的な提出に係る税務署長の承認の廃止というものでございます。

それでは、お手元にお配りさせていただいております新旧対照表で説明をさせていただきます。この表の見方は先ほどと同様でございますので省略をさせていただきます。

この新旧対照表の2ページをご覧いただきたいと思います。

最初に、第34条の7でございます。寄附金税額控除についての規定でございます。所得税法及び租税特別措置法等の国税の改正に合わせまして、市民税におきましても所得割の納税義務者の寄附金税額控除対象寄附金の範囲を見直すもので、公益社団法人等が行う特定非営利活動に関する寄附金のうち、出資に関する業務に充てられることが明らかなものにつきましては寄附金税額控除の適用の対象から除くというふうに改正をされておるところでございます。

次に3ページでございますけども、3ページの下の方、第36条の3の2、それから5ページ、6ページにかけまして第36条の3の3、それから8ページ、9ページの第53条の8、それから第53条の9、ここまでの改正規定につきましては法律改正に合わせた所要の規定の整備となっております。

次に市民税に係るこの中身でございますけども、市民税に係る給与所得者、それから公的年金等受給者の扶養親族申告書、それから退職所得申告書につきまして、これらの申告書の提出の際に経由すべきもの、つまりは給与支払者及び退職所得支払者が一定の措置を講じて電磁的方法によるこれらの記載事項の提供を適正に受けることができるための要件を満たす場合には、これらの申告書の提出に代えて地方税ポータルシステム、いわゆるeLTAXでございますけども、こういったものにより提供することができるとされたことから改正をした部分でございます。

次に、新旧対照表12ページでございます。ここは附則第6条でございます。特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、これがいわゆるセルフメディケーション税制でございますけども、その規定でございます。このセルフメディケーション税制といいますのは、予防接種など健康の維持増進及び疾病予防に関し一定の取組を行う者が対象医薬品等を購入した場合に所得控除する制度で、今回の税制改正において対象医薬品を効果的

なものに重点化した上で適用期限を5年間延長するというものでございます。

次に、13ページから14ページの附則第10条の2でございます。こちらは地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例を規定しておるところでございます。地方税法等の改正に合わせて所要の規定整備を行うというものでございます。地方税法附則第15条の改正に伴い、特例期限の延長と廃止、それからそれに伴う項ずれとなつてございまして、延長となりますのは5項目でございます。いずれも令和3年3月31日までの取得分に適用するとしておりましたが、適用対象を見直した上で取得期限を令和5年3月31日まで2年間延長するものと、単に取得期限を2年間延長するものがございます。また、廃止は2項目ございまして、いずれも適用期限の到来をもって廃止となるというものでございます。このうち、生産性革命の実現に向けた固定資産税に係る特例措置につきましては、後ほど参考資料で説明をさせていただきます。

次に、18ページから20ページでございますけれども、附則第13条の2でございます。法律改正に合わせ、市街化区域農地に対して課する課税標準の特例についての規定整備となっております。

次に、21ページの附則第14条につきましては、法律改正に合わせて所要の規定整備を行ったものでございます。

次、附則第15条につきましては、特別土地保有税の特例について法律改正に合わせて所要の規定整備を行うもので、本市では現在、特別土地保有税を賦課徴収しておりません。

次に、23ページでございます。附則第25条でございますけれども、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例についての規定でございまして、法律改正に合わせた改正となっております。今回の住宅借入金等特別税額控除の特例についての改正におきましては、控除適用要件の見直しを図りながら更に期間を1年延長し、令和4年末の入居までを特例の対象というふうにするということになってございます。こちらも参考でお付けしております資料で後ほど説明をさせていただきます。

続きまして、附則についてでございます。第1条では施行日を規定しておりまして、第2条では市民税に関する経過措置を、それから第3条では固定資産税に関する経過措置を規定いたしております。

概要といたしましては以上でございます。

それでは、別途配付いたしております資料によりまして、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例、それから生産性革命の実現に向けた固定資産税に係る特例措置について、税務課長のほうから詳しく説明をさせていただきます。

松林委員長 葛本課長。

葛本税務課長 税務課の葛本でございます。よろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料をご覧くださいながら説明させていただきます。

資料の3枚目をご覧ください。こちらは住宅借入金等特別控除税額控除の特例が適用となる住宅の取得期間と控除期間を図示したものでございます。この特例措置は、創設の後、複数回改正されておりまして、最上段、改正案としている部分が今回の見直しの概要でござい

ます。それでは詳しくご説明いたします。

今も申しましたとおり、この特例措置につきましては、令和元年度の消費税率引上げに伴う追加措置として、控除期間10年間であったものを3年延長し13年間とされました。その際の要件は、令和元年10月1日から令和2年12月31日の間に居住を開始した場合とされており、また、令和2年度の改正では、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ弾力化を図った上で、居住開始時期を1年間延長され、令和3年12月31日までとされました。

今回、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、一定の期間内に契約を行った場合における入居期限を更に1年延長し、令和4年12月末までとするとされております。また、経済対策として現行では床面積を50平方メートル以上としているところを、今回の延長期間に限り、合計所得金額が1,000万円以下のものについては40平方メートルから50平方メートルまでの住宅も対象とするとしております。

次に、わがまち特例についてご説明いたします。適用対象を見直した上で、取得期限を令和5年3月31日まで2年間延長するもの等と令和3年3月31日の期限の到来により廃止するものがございます。

お手元の資料4ページをご覧ください。生産性革命の実現に向けた固定資産税に係る特例措置の延長でございます。こちらは改正前の葛城市税条例附則第10条の2第18項対応法令が地方税法附則第15条第41項でございしますが、こちらの廃止と、新条例附則第10条の2第19項対応法令が法附則第64条でございしますが、こちらの内容を拡充した上で延長することについて要約したものでございます。地方税法附則第64条の特例対象を機械装置等も含むと拡充した上、取得期限を令和5年3月31日まで2年間延長しているものでございます。このほか、適用期限を2年間延長するものとしたしましては、先ほど部長の説明にありましたように、都市再生特別措置法に規定する認定事業者が公共施設等の用に供する家屋及び償却資産を取得した場合、児童福祉法の規定に基づく特定事業所内保育所の用に供する固定資産を取得した場合、都市緑地法の規定に基づく緑地保全、または緑地推進法人が認定計画に基づき設置する市民緑地の用に供する土地を取得した場合、高齢者の住居の安全確保に関する法律に規定するサービス付高齢者住宅である賃貸住宅を取得した場合に対して課する固定資産税についての特例でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

松林委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第43号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

松林委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第43号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第46号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 皆さん、おはようございます。都市整備部の松本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議第46号、葛城市都市公園条例の一部を改正することにつきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和2年度に完了しております葛城市吸収源対策公園緑地事業にて新たに設置いたしました大畑公園を都市公園条例に記載するものでございます。

内容につきましては、お配りさせていただいております葛城市都市公園条例新旧対照表にて説明させていただきます。左側が改正前、右側が改正後の内容となっており、赤色の部分が今回の改正する部分でございます。

1ページから2ページでございます。第2条第2項別表におきまして、名称、大畑公園、位置、葛城市大畑119番地1を加えるものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

所在地につきましては、別に配付しております資料、大畑公園位置図をご確認願いたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松林委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第46号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

松林委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第46号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。

初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、調査案件であります尺土駅前周辺整備事業に関する事項につきましてご報告申し上げます。お配りしております尺土駅前周辺整備事業平面図をご覧ください。

まず、工事についての説明でございます。平面図の黄色の部分でございます。尺土駅の西側を流れている葛下川に係る橋梁の下部工事を今年度8月中に入札を予定しており、年度内に下部工事部分を完了し、引き続き上部工と進めていきたいと考えております。

次に、用地取得の状況でございます。用地取得につきましては、2件の方と用地取得に向け鋭意努力しているところでございます。うち1件の方、平面図の1-1、1-2を所有されている方につきましては、土地及び賃貸住宅を所有されており、この賃貸住宅内1-1の部分の1名の借家人の方につきまして、移転に対して難色を示されておりましたが、先日承諾をいただき移転補償の契約をさせていただきました。地権者の方とは全ての借家人の方との移転補償の契約が完了次第、八川地区の代替地への移転の方向で事前に合意をいただいておりますので、契約の準備を進めております。別の1件の方、2を所有されてる方につきましては、交渉を重ねておりますが難航しており、事業認定を受ける準備を進めているところでございます。引き続き粘り強く交渉し、早期事業完了を目指したいと考えております。

次に、尺土駅前広場の計画についてでございます。5月20日の総務建設常任委員会協議会でも説明させていただきましたように、尺土駅の歩道のバリアフリー化が完全なものでなく、事業が長期に及んでおり、エレベーターの早期設置の要望もある中、当時の計画の経緯を勘案し、最も合理的な方法に計画の見直しをしたいと考えております。

以上、報告させていただきます。なお、計画の見直しの内容につきましては、担当課長のほうから説明させていただきます。以上です。

松林委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。よろしくお願いいたします。

まず、5月20日の総務建設常任委員会協議会におきまして、当初の計画を検証し、3つの案を説明させていただきました。その中で、平面交差でエレベーターを駅舎南側に設置する案が合理的であるということで報告させていただき、いろいろご意見いただいた中で計画の方向性を確認させていただいたところであります。

それでは、先日の総務建設常任委員会協議会と同じ説明となりますが、設計方針の検討という資料に基づき説明させていただきます。A3とA4の冊子となっております尺土駅前整備設計方針検討という資料をお願いいたします。

まず、1ページ目です。設計方針検討概要ということで、平成22年度に行った詳細設計に対して課題と対策の抽出をし、3つの検討案を作成し検討を行いました。2ページ目が現在の計画、4ページ目が検討案①、5ページが検討案②、6ページが検討案③となっております。

まず、2ページの現在の計画です。赤色で着色しております箇所がエレベーター、黄色で着色しております箇所が立体横断施設の歩道橋というところがございます。黒い矢印で身障者、交通弱者の昇降施設利用動線を記載しております。問題点としましては、北側歩道の利用者はバリアフリー施設を活用した駅舎利用ができないということで、車椅子対応のエスカレーターが設置されていますが、駅員により2段を1段とする操作が必要となり、完全なバリアフリーではないという状況でございます。

もう1点、歩道橋施設の工事費が高額であると。概算で歩道橋2億1,000万円となります。

続きまして3ページ目ですが、現計画の課題としては、全ての道路利用者に対するバリアフリー経路が確保されていないということでございます。問題点を整理した結果を踏まえ、経済的、バリアフリー経路の確保と尺土駅及び尺土駅前ロータリーの利用者動線の充実化を念頭に検討案を作成いたしました。

4ページをお願いします。

検討案①、北側歩道にもう1台エレベーターを設置し、バリアフリー経路を確保する案でございます。2基のエレベーターから歩道橋を利用し、駅舎に接続します。駅舎へのアクセスは北側にエレベーターを設置することで解消でき、バリアフリー経路を確保することができるということでございまして、工事費用としては、歩道橋2億1,000万円、エレベーター1基9,000万円、総額としまして歩道橋と2基のエレベーターで概算3億9,000万円となります。また、エレベーター1基年間100万円の維持経費が必要となると。問題点としましては、安全性、利便性が非常に高いものがありますが、工事費、維持経費は高額となります。

続きまして5ページ、検討案②ということで、北側歩道にエレベーターの設置とスロープによるバリアフリー経路を確保する案でございます。青色の着色部分がスロープ、歩道橋でございます。1基のエレベーターとスロープ及び歩道橋を利用して駅舎に接続します。駅舎へのアクセスは北側歩道にエレベーターを設置し、南側の広場からは階段とスロープとすることでバリアフリー経路を確保できるということです。工事費といたしましては、歩道橋、スロープ2億8,000万円、エレベーター1基9,000万円、総額については概算で3億7,000万円となります。問題点としましては、スロープの延長が約90メートルとなりまして、8%のスロープ勾配で設定しておりますが、身体障害者等が自力で90メートルの距離を登りきることが困難であると考えられますので、更に勾配を緩くするとスロープが延びて利用者が敬遠することが懸念されるというところがございます。

最後、6ページでございます。検討案③、立体横断施設を廃止し、平面活用でバリアフリー経路を確保する案でございます。駅舎へのアクセスは北側歩道にエレベーターを設置することでバリアフリー経路を確保する案です。北側歩道と南側歩道は横断歩道で接続いたします。工事費は総額で概算1億円となります。問題点としましては、平面交差であり安全性が

低下することで交通安全対策が必要となります。それにつきましては8ページ、それ以下について交通安全対策を9ページから14ページまで、標示類、ハンプ類の対策が考えられるということで検討させていただいております。

7ページに戻ります。7ページの総括ですが、検討案①が最も安全ですが、工事費、維持経費が大きくなり、経済性、実用性等、現在の事業の状況を考慮すると検討案③が妥当であるというようなことになるかと思えます。検討案②については、将来経費を抑制することができますが、約100メートルとなるスロープの利用が問題となると。

この3つの検討案を説明させていただきました。これらの案について、コンサルタントの意見としては検討案③の平面活用でバリアフリー経路を確保する案が妥当であるとの結論となっております。理由といたしましては、用地の進捗を考慮すると現在の駅利用者のバリアフリー化を進めやすい。立体交差でないことから安全性は劣るものの最も経済的であること。現在の乗降者数、交通量を考慮したところ、平面交差で安全対策を行っていくことが合理的であること。また、近年、歩道橋の利用が少ないことから、自治体では維持管理費等もあり、積極的に立体横断歩道を設置していないという状況であるという報告もあります。

以上の意見を踏まえまして、今後、主要事業が完了するにも5、6年が必要であり、その後の工事となりますので、まだ時間がかかることとなります。現在の利用形態において、バリアフリー化による利用者の利便性等の向上のために、まずは北側歩道にエレベーターを設置し、平面交差の形で運用していきたいと考えております。歩道橋については弁之庄・木戸線の計画、大和バイパス線の進捗、尺土駅利用者との車両交通の増加等の状況を見ながら設置を検討してまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

松林委員長 ただいまご報告願いましたが、このことについて何か質問等ございませんか。

増田委員。

増田委員 先日も、この件に関しましてはご説明をいただきました。今ご説明ございましたように、私の今の説明の概略といいますか要約をすると、勝手な解釈で申し訳ないですけども、用地取得のめどが立たないということで、非常に遅れているこの駅前整備を進めるために6ページの第3案を導入したいというふうに解釈しました。問題点は、安全性に問題あるが、経済性において一番安くできるという説明でございました。安全よりお金を優先したという判断、厳しい判断ですけど、そういうふうに解釈することに対して、後ろに付けていただいています安全対策、これがどれほど効果があんのかというのは若干疑問視するところがございます。なぜかというと、私、懸念するのは、このイメージで駅を利用される方がこのターミナルで車を降りられて、車で送迎された方というふうに想定しますけども、この方がロータリーで降りてこの黒い線の南歩道から東に移動されて、歩道を渡って北側の歩道に渡られてエレベーターに乗って駅舎に行くという動線が本来の動線かとは思いますが、どうしてもこの道路に車を止めて、そこで降りて北側歩道に直接利用者が下りられるという流れが一番懸念するわけです。先日の説明では、この北側歩道にガードレール、乗り越えられないそういう柵を設けるといふような説明もございましたけれども、それとて乗り越えられて駅を利用

されるというふうなことも想定できるわけです。その間、車が止まって、後ろから来る車に非常に通行の邪魔になると、こういうイメージが、私、どうしても頭から退かないんですよ。先日も提案ということでさせていただきましたが、北側歩道のさらに北側、線路との間の、これは自転車駐輪場というふうに書いてますけども、これは市の土地じゃないんで自由に使うことができない。譲り受けるのか、その自転車の駐輪場と東にある残地、市の所有している500平方メートル余りの残地との交換をして、駐輪場とこの車の待機場を近くに確保するのか、それとも今の残地のところで、乗り越えなくてもこの歩道を渡って北側のエレベーターに乗降できるような対策を講じるのか、その辺のところももう少しご検討いただけないかということでございます。

もう一つは、先ほど最後で安川課長からご説明いただきましたけども、弁之庄・木戸線の開通、それから今後の住宅開発の動向を見ながらというふうなこともおっしゃられてましたけども、最終的にこのロータリーを有効に活用するということになれば、この当初の2ページにあります案、もしくはこれに準じた当初の計画を最終目的として私は残しておくべきかなど。先ほど冒頭にお話ししましたように、今のこの3案というのは用地の交渉の進捗に対する措置であるということであれば、これが解決する段階でもう一度最終的な案というものも検討といいますか、案として残しておくべきかなというふうに思うんですけども、安全対策と最終的な計画についてご答弁を求めたいと思います。

松林委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。よろしく申し上げます。

増田委員の質問についてですが、北側歩道に身障者スペースを設置して、身障者の安全性を高めるということはどうかというところでございます。先日、総務建設常任委員会協議会の中で、東側の三角地の部分について身障者スペースとして利用したらどうかというようなことのご意見をいただきました。それについて検討はできるかと思えますけど、ただちょっと距離もあるというところもあります。それと、その駐輪場を交換して、そこにそのスペースを付けるというところも検討はさせていただきたいと思いますが、ただその道路法線とか、近鉄用地でもありますので、なかなかそれについては難しいのかなと考えております。

あと、この計画が将来的にどういう計画であるかというところのご質問であると思いますが、状況が変われば横断歩道の設置を検討していきますという説明をさせていただきました。ですので、それについては将来的には横断歩道橋の設置を考慮に入れて進めているというところでございます。具体的には、エレベーター設置の際に歩道橋を接続するスペースを設けて今回設計させていただく準備をしておるところでございます。以上です。

松林委員長 増田委員。

増田委員 ここにもこの2ページの図にも書いてますように、バス2台を止めて、バスの利用者も想定されてるわけなんですよ。バスの利用者を想定されてるということは、それなりに複数のそれなりのまとまった方がこの駅を利用されるという、非常にターミナルとしては立派なターミナルであるにもかかわらず横断歩道だけやということは、私、将来的にこの全体の計画からいくと不十分だなというふうに思いますんで、今、安川課長が説明いただきましたよう

に、これの最終的な完成イメージとしては、当初の計画、歩道橋を造るんだということを念頭に入れて進めていただくということで、私、一応ご理解させていただきました。

松林委員長 ほかにございませんか。

奥本委員。

奥本委員 今の増田委員のところに若干重複するんですけども、前回の協議会のときに私、申しあげまして、身障者の車椅子の視点からいくと、南側のほうにエレベーターがあって、あるいはスロープがあってというのは非常に使いづらいと申しあげて、できるだけもう駅の近くでやるほうが利用者にとっては一番、特に身障者の車椅子の方にとってはいいという話をさせてもらって、そういうのも含めてこの検討案③になってると思うんですけども、残念ながら、この南側のところに身障者スペースがあります。この計画は晴れたときのことしか考えてないんですよ。雨降ったときというのは、やっぱりここで一旦車椅子を降りられて、歩道を渡ってエレベーターのところまでというのは非常に大変です。何で駅とか病院、その他公共施設のところで、そういう一番雨にかかりにくい、あるいは乗降性に配慮したところにそういう身障者スペースがあるかというのを考えたときに、何でコンサルタントがここに持ってくるというのを妥当案としているかというのが非常に疑問に残るんですよ。その辺りどういうふうにこれを判断して、このまま残しとくというふうにされてるんでしょうか。

松林委員長 安川課長。

安川建設課長 身障者スペースについては、道路構造令とかの基準に従った中でレイアウト等を考えた中でここが一番いいというところとなったという位置なんですけど、その奥本委員がおっしゃられてる屋根とか雨除けとか、横断歩道の位置については検討する余地はあるかと思えます。この横断歩道なんですけど、今この図面のところにこの位置となっておりますが、警察協議の中でももう少し西側に持ってくることでエレベーターに近づくことになるかと思えます。その分について、2段階横断歩道等の、一旦中心線のところでたまってまた横断するというようなところが考えられるのであれば、まだ西側にも持っていけるということの提案もありましたので、安全性に加えてそういう利便性も含めて考えていきたいと思っております。

松林委員長 奥本委員。

奥本委員 横断歩道を西側でということで、若干なりとも改善されるということは分かりました。ただ、やっぱりどの場所がいいかは私は名言できないんですけども、やはり北側歩道のどこかにあるべきというのが本来の姿かなと思いますんで、いろんな用地の問題とかありますけども、やはりそのエレベーターの近くのところにこれがあったほうが、本当の意味でのバリアフリー経路の確保になると思いますんで、それが可能かどうかも含めて、もうちょっとそこを検討してほしいかなと、あるいはできる余地があるのであればやっていただきたいと思えますんで、もう答弁は結構です。

松林委員長 ほかにございませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 当初の予定について、この歩道橋、将来的に僕はほかの駅とか見ても必要やと思うんですけども、今、検討案③のエレベーターの位置、極端な話言ったら、この検討案①が一番

お金がかかるんですけど理想やと思うんですけども、この歩道橋はこの検討案③のエレベーターの位置に付けたら、ほかのやつ見たらこの歩道橋を付けれへんの違うかなと思うんですけど、後々ここに付けちゃったら。これはどういうふうな考えなんですか。このもうちょっと歩道橋が付いたら右にエレベーターが設置されたような気がするんですけども、何か今の答弁やと相反するところがあるような気がするんですけど。

松林委員長 安川課長。

安川建設課長 杉本委員の回答についてですが、この位置図は案でありますので、先ほど説明させていただきました歩道橋の設置スペースをつくるということも考えておりますので、現実はその検討案③にある赤のエレベーターの位置はもう少し東側に来るということになります。実際、検討案①の位置ぐらいに設置になるというところでございます。

杉本副委員長 これじゃないということですね。

安川建設課長 そうです。

杉本副委員長 じゃあ、いいです。

松林委員長 ほかにございませんか。

岡本委員。

岡本委員 1点だけお尋ねしますが、今、エレベーターの位置、駅の南側、これは結構やと思うわけやけど、この用地の話が出たときに、近鉄用地、エレベーター設置するのに買収するという説明を私、聞いたように思うわけやけども、そもそもこの駅前広場というのは何で駅前広場をつくんねん。もちろん、市民のサービスのためにつくるのは当然や。しかし、ここをつくることによって何を利用すんねん。いわゆる電車、交通機関を利用するわけやから、やっぱり交通機関の協力があつて当然のことやと思う。前々から私、言うとするように、なぜその近鉄敷地を無償提供せえということやなしに借地ででけへんのか。今、旧の新庄、近鉄新庄、忍海、JR新庄、全て私鉄用地を借用して歩道も造つとる。やつとるわけ。何で尺土の駅前だけが近鉄の用地を買わないかんねん。前から言うとするわけやけども、今言うたように、鉄道も利益があるわけやから、そのために駅前広場をつくる。そういう趣旨からしたら、やはり近鉄の用地も無償で借地をする、そういう努力をして近鉄に交渉すべきやと思いますけども、その点の考え方についてお答えをいただきたい。

松林委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

岡本委員の質問についてですが、その意見を踏まえまして近鉄協議に臨んでいきたいと思っております。ただ、まだ具体的な案の段階ですので、まだ詳細には近鉄協議はしてないところでございますので、その意見を踏まえまして協議に臨んでいきたいと思っております。

松林委員長 岡本委員。

岡本委員 課長のほうから努力をするということですので、期待をしていきたいというふうに思います。私言いましたように、駅前広場の基本の考え方を近鉄のほうにきちっと説明していただいたら近鉄も理解してもらえるとというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

松林委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 ちょっと聞きたいねけど、一番、当初これの計画というのは僕が記憶してんのはいろいろと変わってきたあると思うんやけども、今、用地買収でけへんさかいにこういうことになったあんねんけども、この6ページで、これ何か木を植えたあるところは、こっちへずっと寄せていって、もともとはこの真ん中ではもっと広場があったさかいに、そこへこの地下道が、今現在ある地下道がここで終わってここへ出てるんやけども、この地下道がもともとは歩道橋が付いた、歩道橋はこんな2つもなかったからね、こんなところに歩道橋2つも、これ2ページで付けたあるけども、こんな歩道橋が2つあるなんて、こんなん初めはこんな形と違うと思うで。その歩道橋のほうにこの地下道も来てるんやろう。それで最終的にこれ赤で書いてあるこの地下道が、この赤で書いてあるような形でこの地下道へ車も下りていくような計画やねやろう、これ。それで、この狭い狭い地下道を広げさせてくれへんから、何か途中までは広いけれども、このグレーの点線で書いてある、これグレーの網掛けみたいにして書いてあるのが今現在の地下道の形やろう。それで、赤でこう書いてあんののが将来の地下道の形やろう。その上へ歩道橋を付けるちゅうんやな、将来。そやから、くぐって行ってその上へ歩道橋を付けるちゅうわけやな、将来は。そうやろう。そうちゃうのか。それは何ぼでも付けられるいうたら付けられるんやけど、その同じような位置に付けんねんな、将来は。ちゃうのか。

(「配置図で見ていただいたら」の声あり)

西川委員 配置図で、どの配置図や。整理しとけよ、こんなもん。そやけど、こんな写真のこれのことを言うてんのやったら、こんなんより6ページの地図のほうが何か知らんけどきっちり正確に書いてあると思うけど、そんなんもうええねんで、そういうことやねやろう。ほんなら、この地下道は工事すんのか、こんな工事すんのか、今。この赤で書いてあるやつ、せえへんねやろう、今。ややこしいわ、これ。こんなんせえへんのやったら書くなや、こんなん。今やで、せえへんのやろう。出来上がりがどないなんのんという。ほんなら、これ立ち退きやってもうてない家の下掘るみたいな形やろう、これ。ちゃうの、この地下道。こんなん持っていったら怒りよんで、また余計。自分とこの地下を勝手に掘る。どない説明してんのか俺知らんけど。そやから要はもうちょっと何か、いつというか、こういう今でもエレベーターをちょっと東へ寄せまんねんとか、少なくとも増田委員言わはった、将来ここへ歩道橋を付けんねんということぐらいは、将来はこうやいうことは書いたらええけど、こんな赤でいろいろ、このバリアフリーのやつは赤で書いてあるさかい、これはするわけやん。そやから、この地下道やこんなん消してちゃんと書いた資料としてもうたほうがええんと違うかなと俺は思うんやけど。どういう表現や。着工、取りあえず6ページで説明してんのがやったら、その6ページの中には今、計画してる取りあえずの完成形の絵を描いて説明してほしい、取りあえずな。この赤のこういうふうにして書いてあんねやったら、ああ、やるんかと思うやんか。この点線の部分、これ点線書いてあんのんは、ここから地面へもぐっていくさかい、これ点線で書いてあんねんと思うけども、これはせえへんと言うてんねやんか。せえへんのやろう。その時期や。時期はいつ完成さそう思うてんのか俺知らんけれども、時期くぎって……。そ

それは市長も言われへんのかしらんけど、もう取りあえずは今あれしてんのんは、その2番の人はもうなかなか協力を得られへんさかい、はっきり言うてもうそれ待ってたらいつまでもこれ工事かかられへんさかい、ここは気長うに法的措置言うてるけれども、そういうふうなことをやんねんと、それが話つくまで待ってられへんねんと、もう着工していくねんというのやったら、見通し大体ついてくるんやったら、その見通してるその絵を提示してくれはりますか。それで、増田委員が言うてる、将来、歩道橋、少なくとも歩道橋は将来はこう考えてんねんいうことぐらいはここへ書き込んだって理解できるけど、こんな赤でずっと書いてある、それで地下道へつないでこうしてああしてといろいろこんなこと書いてくれてあるけれども、そんな工事はせえへんというんやったら、今やで、そのときにはまだ完成になってないのやったらもう書かんといってくれたほうが、それやったらそれでもう1枚この完成形として7ページでこういう形になりまんねんいうのを出してくれやんかったら、ちょっと分かりにくいわ。これ、こういう地下道のこういうことまでほぼもう形として完成させとくねんと、させられるところまでいうのやったらそうやけども、ちょっとそれ言うてる意味分かってくれはったかな。分かってるか。

それと、もう一つは、やっぱり皆言うてはるように、岡本委員も言うてはるように、しっかり交渉して、これ多分東側から、身障者であろうが乗せてきて、それで東側から来た人はこの広場へ入らるやんか。ここで降ろすいうことをせえへんと、こう行ってぐるっと回って西側の出口から出て、それで駅のエレベーターの近いほうで降ろしたるわいうて、雨とか降ってたら余計やと思うわ。東側へ来て、一旦広場へ入って、それでこう出ていかはると思うわ、こんなんな。そんなんやったら、この近鉄の自転車置場のところ、今言うてるようにちょっといろいろ交渉して、ここで身障者を降ろすようなことを近鉄と交渉してしたらええんと違うかんと思うんやけど、そういうふうな。こんなん、今言うてるように近鉄のためにやったってるといような話やろう、これは。まあ違うけどな。市民のあれやけど。岡本委員のあれでいえば、市民だけじゃなしに鉄道の私鉄というか、鉄道もこんなんちゃんと協力したらええんと違うんかいと、こういうことに関しては。もうちょっときっちり交渉しに行けやと、こういうことやろうと思うさかいに、ちょっとそこらを教えてください。これ、どうなんのんか教えてください。

松林委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。西川委員のご質問であります。

一旦の計画、完成形としましては6ページの検討案③というところになりまして、先ほど杉本副委員長の質問でありまして、将来設置するスペースをつくりますんで、検討案の③の中で赤色のエレベーターの位置が少し東に寄るといところになります。そのエレベーターの西側にちょうど地下道が通っておりまして、この地下道の路線部の下については幅員等、変える工事はないんですけど、出たところから拡幅するという工事を行います。その工事につきましては、用地、今まだ進んでないところがありまして、そこが買収した時点で進めていくということとなります。その地下道を外した東側に将来的に横断歩道施設を造るといこととなります。それと、今するところの工事箇所についての図面は修正してまた提示させ

ていただきたいと思います。それと、北側歩道に止めてる身障者の駐車スペースについてということなんですが、今のところは警察協議の中で、乱横断の禁止とかというところの防護柵を付けて対応するということになっておりますが、これから近鉄協議を行いますので、その旨も再度、その駐輪場でなかなか難しいという話は近鉄からは一旦いただいておりますが、そういう意見がありましたというところをもって再度協議させていただきたいと思いません。以上です。

松林委員長 西川委員。

西川委員 将来は分かっていますねんで、こういうふうにやんねんと。この点線の部分はでけへんから今せえへんけれども、そうするとこの工事をやっていくときには、この地下道とつなぐこの実線で赤で書いてあるこの矢印あるやろう、地下道から上がっていくほうと地下道へ入るところ、これこんな輪っかみたいになってるやんか。こういうこの実線で書いてある部分は、今回工事すんねんと、ここまではこれはすんねんと。そやけど点線の部分はせえへんねんと言うんか、全部取りあえずはせえへんねんと言うんか。それと、地下道、これ今グレーでこういうふう到现在の地下道、グレーの網掛けで今現在の形を書いてあるけれども、この線路の下をくぐってきてる部分については、それは地面の下やけども、だんだんこれ上がってきとるやろう、これ地下道、これだんだん上がってきたあるやんか、斜めで。この上がってきたやつは潰すんやな、これ。潰さな、こんなん道路でけへんやんか。通られへん、ここ。それで、現在の地下道はもうここでポツンと切って、今、線路を渡つとる地下道はそのままほっとくねんな、何かもう人、入らんようにして。そういうことか。地下道はどこへつなぐのか、これ。よう分からんねん、これ。この横にこれ階段あんのん、これ地下道から階段、何か黒いやつ、これこっち東側へ上がんのか、これ。東側へ、人は。何も自分らを責めてんの違うんよ、教えてくれ言うてるだけや、これどないなつたあんのか。

松林委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 もう一度整理させていただきますけれども、検討案①、②、③については、直近の形としてこうしたほうがいいのかという案です。今もう検討案③で行かせていただきたいという話をさせていただいておりますので、検討案③を前提にお話しさせていただきますと、検討案③について、基本的にはもうエレベーターを付けるだけと、まずは。ほかの工事もしない、買収できておりませんので。なので、今の地下に入る工事なんかも、今、工事をしますと言っているわけではないです。なので、第一段階目としてはエレベーターを付ける。次に、ここの用地買収ができた場合に、次にその地下道の工事であったりというのが始まると。その後、南北道路の話などがまとまったら歩道橋を付けるかどうかというまた話になってくると、大きく3つあると考えていただければいいと思いますが、ただおっしゃっていることは分かりますんで、分かりやすいようにはさせていただきます。

松林委員長 西川委員。

西川委員 これ退けやんかったら道路拡幅もできやんということか。そんなら、取りあえずはエレベーター付けるだけや。そらそうやな。道路拡幅も何もできやへんねや。分かりました。

松林委員長 ほかに何かございませんか。

奥本委員。

奥本委員 確認だけ。その地下道の話なんですけども、将来的にこういう形になるということで、そうなったときのことを今言いますね。ロータリーは一方通行でしたよね、たしか。東側からぐるっと回って西側のほうへ抜けていくとなると、今現状、地下道を通ってらっしゃるのが尺土の元の旧村の集落の方と南側からそっちのほうに抜ける方、西側のこの線路の南側の道を西から来てこの地下道を通って北のほうへ行ってらっしゃる方、どんだけいらっしゃるか分かりません。その方がこの最終的な地下道が完成したときに、その地下道を使おうとすると、ぐるっと一旦このロータリーの東から入って半周して地下道へ入るというルートなんで、ぐるっと回らんとあかんのです。すごい使い勝手悪いですね。逆に北から来る人なんかも、そうせんと出ていかれへんという形になりますね。委員長、そういう理解でいいんですか。この地下道が完成したときのこの地下道を使ってらっしゃる方の動線というのはそうなるのか、一応返事だけお願いします。

松林委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

動線としては奥本委員のおっしゃられたとおりでございます。

松林委員長 奥本委員。

奥本委員 理解いたしました。果たしてそれがいいのかどうか。この地下道を残す目的からすると、やはりその辺を利用されてる方の利便性があってこれを残すという計画でこの地下道がこういう形になってると思うんですけども、そういう方の声とか意見とかいうのを聞かれてるのかなという気はしますが、その辺りどうですか。

松林委員長 今の質問、答えられますか。

安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

この案については、地元と個別に協議はしたかどうかという引継ぎはないんであれなんですけど、全体の計画は地元にはお伝えしておるといふところになってると思います。

以上です。

松林委員長 奥本委員。

奥本委員 言いつばなしですけど、ということは一応地元の同意を得られているということで理解していいということですね。というか、もうここで質問できないんで、というふうに思っておきます。

松林委員長 ほかに。

杉本副委員長。

杉本副委員長 この検討案③でエレベーターを付けさせていただくという話なんですけど、どうせやるんやったら早いほうがええと思うんですけども、これどういうスケジューリングでこのエレベーターは付くイメージなんでしょうか。その辺まだ確定はできないと思うんですけども、暫定的に分かる範囲でお願いします。

松林委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

エレベーターの設置のスケジュールにつきましては、近鉄協議、警察協議をすぐに始めまして、2か月ぐらいかかると思います。その内容を踏まえまして、今、補正予算で上げさせていただいている詳細設計委託業務があります。それを行いまして、近鉄側とその中で協議するのに詳細設計の事業に1年間ぐらいかかると思います。それが令和4年の8月ぐらい、夏ぐらいですかね。そこからエレベーターの設置工事、周辺工事となりまして、1年以上はかかるかと思いますが、令和5年中には完成したいというところを考えております。以上です。

松林委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 ないようであれば、本件につきましては本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。

それでは、2つ目の調査案件であります国鉄・坊城線整備事業に関する事項につきまして、ご説明申し上げます。

こちらにつきましても、お配りしております資料の2枚目、国鉄・坊城線整備事業平面図をご覧くださいと思います。

まず、JR和歌山線柿本架道橋に接するすりつけ部分の改良工事について報告させていただきます。

JRが施工する架道橋工事委託が完了し、引き続き令和3年3月議会で承認いただきました市が施工する区間の架道橋道路改良工事を令和3年12月24日の竣工を目指し、現在、鋼矢板による土留工の準備を進めているところでございます。その後、東側の一部のすりつけ部分の改良工事、平面図の緑色の部分でございます。その工事に伴い、仮架設をしておりましたライフラインを、歩道内、平面図のピンク色の部分に埋設する本移設工事等を進める予定をしております。この部分の工事につきましては、長期間にわたり住民の方には大変ご迷惑をおかけしております。令和5年度末には通行可能となりますよう鋭意取り組んでおるところでございます。

次に、用地の取得の状況でございます。お配りしております資料の1枚目、写真刷りの資料をご覧ください。JR架道橋工事区間に接する東側の連続する2筆の土地、資料の1、2の赤色の部分の取得について、すりつけ部分の改良工事に影響もあることから、優先的に今現在交渉をさせていただいており、鑑定業務のための建物調査の承諾をいただくなど前向きな返事をいただいております。その他の用地につきましても、早期事業完了を目指し、事業用地の確保に努めてまいりたいと考えております。

報告は以上です。

松林委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何か質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 ないようであれば、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、行財政改革に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、今回、理事者からの報告事項は特にないということでございますので、委員の皆様から何か確認事項がございましたらお受けしたいと思います。何かございませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 ないようであれば、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後に、公共バス運行についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

高垣企画政策課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いたします。

コミュニティバス等の利用状況についてご報告申し上げます。

令和2年度、令和2年4月から令和3年3月までの利用状況についてご報告申し上げます。

令和2年4月から令和3年3月までの運行日数は357日です。1日当たりの利用者は、環状線ルートが62.42人です。ミニバスルートが19.16人です。予約型乗合タクシーにつきましては1.94人です。合計で83.52人でございます。令和元年4月から令和2年3月におけます各ルートの1日当たりの利用者数と比較いたしますと、環状線ルートが30.2人の減少、ミニバスルートは11.08人の減少、予約型乗合タクシーにおきましては0.28人の減少で、合計では41.56人の減少でございます。これは新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う外出に対する自粛要請が行われたことや、市内の各公共施設が休館になり、施設利用者の減少も大きな要因であると考えております。なお、令和2年11月には、れんかちゃんバスとけはや号の全車両の車内に消臭抗菌コートを行いました。これは、コロナウイルス感染症対策も含め、嫌な臭いの定着や細菌の増殖を防いだり、インフルエンザなどの抗ウイルス効果にも期待できるものでございます。

次に、利用促進に向けての取組であります。マイ時刻表につきましては、令和2年度は16名の方に32件の時刻表を発行しております。主な利用先といたしましては、ゆうあいステーション、大和高田市立病院、近鉄新庄駅、尺土駅の順となっております。また、スマートフォンやパソコン等を利用して葛城市のコミュニティバスの時刻情報案内を検索することができるナビタイムやジョルダンによる時刻表インターネット検索にも対応しております。

次に、令和3年度の公共交通に関する事業といたしましては、地域の活性化と市民の皆様の支援策といたしまして、令和3年4月1日から1年間、公共バス及び予約型乗合タクシーの運賃を市が負担することとしております。利用者の方には実質無料としてご乗車いただいております。なお、新型コロナウイルスのワクチン接種会場への移動手段としてもご利用いただいております。

昨年の令和2年の4月から5月における利用者数と令和3年4月から5月における利用者数を比較いたしますと、環状線ルートは昨年度の利用者数が2,580人に対しまして、令和3

年度が4,253人で、1,673人増えております。ミニバスルートにつきましては、昨年度が511人の利用者に対しまして、今年度は1,089人で、578人の増加となっております。これは事業として一定の効果が現れているものと考えております。今後、コロナが終息した際にも引き続き多くの方にご利用いただけるように運行してまいります。

最後に、鉄道路線バス、タクシー及びその他地域の輸送資源との連携による地域のさらなる活性化と地域全体を見据えた地域交通を構築することを目的に公共交通のマスタープランとなる地域公共交通計画を本年度策定する予定でございます。この計画の策定に当たっては、国及び奈良県より計画の策定に係る補助金の交付決定を受けており、今後、葛城市地域公共交通活性化協議会におきまして、交通事業者や地域の皆様と協議を行い取り組んでまいります。今後もさらなる利用者の利便性の向上に向けて調査、検討を行い、協議を行っていく予定でございます。

以上でコミュニティバスの報告を終わります。

松林委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何か質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 ないようであれば、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後にお諮りいたします。尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、国鉄・坊城線整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について、公共バスの運行については、事業の進捗状況に伴い、随時委員会を開催し審査を必要とすることから、議長に対しそれぞれ閉会中の継続審査の申出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

松林委員長 ご異議なしと認めます。よって、これら4件の調査事項については、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申出をいたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたします。

吉村議員。

(吉村議員の発言あり)

松林委員長 ほかにございませんか。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

松林委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 ないので、委員外議員の発言を終結いたします。

各委員の皆様、また関係各位の皆様より、慎重かつ円滑な議事運営ができましたことに感謝申し上げます。本日はお疲れさまでございました。

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時02分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

松林 謙司